

令和 4 年 6 月 1 3 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター
所長 保科 太志

研究費の適切な使用に向けた決意表明

近年、研究機関における公的研究費の大規模な不正使用事案が発生している中で、生研支援センターが資金配分した組織の研究活動においても、研究費の不正使用が発覚しました。研究費の適正な運営・管理・使用は、研究機関が国民の信頼の下に、優れた研究成果を輩出し、社会実装していく上での大前提であり、こうした事案が発生したことを大変遺憾に思います。

こうした中で、政府全体の取組として、研究機関の公的研究費の管理を高度化させることとし、農林水産省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が改訂されました。

生研支援センターとしても、新たなガイドラインの骨子を踏まえ、①ガバナンスの強化、②意識改革、③不正防止システムの強化、を軸とする抜本的な対策を強化することにより、研究費不正を「起こさせない」システムを構築します。

その上で、生研支援センターが公的研究費により委託している研究活動に参画する全ての組織に、研究費不正防止の実効性ある対策を強く求めていきます。

なお、研究費不正が確認された場合には、新たなガイドラインに即して研究費の返還、委託研究の指名停止等の措置を講ずるなど、厳正に対処して参ります。

これにより、生研支援センターが委託する研究支援事業に関わるあらゆる研究活動から研究費不正を根絶していく決意を、ここに表明いたします。